

森林を切る前にまず確認！

# 造林補助金を もらっていませんか？

造林補助事業で植栽、下刈り、間伐等の施業を行い、補助金を受け取っている場合、  
※補助事業が完了した翌年度から起算して5年間は事業地を森林以外の用途へ転用したり、**立木を伐採**することはできません。

※補助事業が完了した翌年度から起算して5年間とは？

H29年度に補助金を受領した場合

H30年度～H34年度まで  
**立木を伐採することができません！**

H30.4				H35.3		
補助金受領	伐採できません！！					
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度

詳しくは・・・

十勝総合振興局産業振興部林務課森林整備係

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

Tel: 0155-26-9053

Fax: 0155-24-1621